

# 高齢者虐待防止のための指針

株式会社ウェルフューチャー

フィットデイ郷ヶ丘

## 本指針の目的

- ・令和3年度介護報酬改定により「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準である。
- ・基準告示第9条第1号から第4号に定める措置は、虐待の防止に関して規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう措置を講じます。

### 1. 基本的な考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、人権の擁護、虐待の防止等のため、高齢者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見の措置に基づき、いかなる時も虐待を行ってはならない。

高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮に常に心掛け適切なケアを提供できる環境を整えるため指針を定める。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li><li>ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</li><li>iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li><li>iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</li><li>v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</li></ul> |
|--|

### 2. 虐待防止に向けた体制

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。

- (1) 委員会は「虐待防止検討委員会」とする。
- (2) 委員長（責任者）は管理者が務める。
- (3) 委員会の実施は年1回以上行います。
- (4) 委員は管理者（根本栄）、看護師（椎名幸子）、相談員（大関江美）、介護員（齊藤規子）とする。

(5) 委員会の議題は担当者で決定します。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行れるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果について評価すること

### 3. 虐待の防止のための職員研修

研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき虐待の防止の徹底を行う。

- (1) 指針に基づいたプログラムを作成し実施
- (2) 実施は年1回以上行う
- (3) 研修内容を記録として保存すること

### 4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 5. 虐待またはその疑いが発生した場合の対応

- (1) 虐待が発生した場合は速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努め、事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位関係なく厳正に対処します。
- (2) 虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

平地域包括支援センター	連絡先電話番号	0246-22-1174
いわき市保健福祉部長寿介護課	連絡先電話番号	0246-22-1111

## 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行ったものである場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該担当者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、「虐待またはその疑いが発生した場合」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- (1) 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1) 3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

本指針は令和4年5月1日から施行する。

令和6年10月7日 一部改訂